

# 給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、  
流産・死産等をされた方も対象になります。

## 支給額

妊婦認定時に5万円  
妊娠していたことものの人数×5万円

## ○対象者

妊娠されていた人（日本国内に住所を有する者）  
※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを  
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

## ○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、  
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

## ○申請先

住民票のある市区町村にご申請ください。

## 相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施して  
います。給付金申請時などにお話を伺うこと  
ができます。

お住いの市区町村の相談窓口では、  
給付のご案内はもちろん悩みや不安なども  
お話しいただけます。

深い悲しみや辛く悲しい気持ち、  
誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなど  
ひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

※申請や面談等の詳細については、住民票のある市区町村の担当窓口へ直接お問い合わせください。  
※本リーフレットをご持参ください。（ご持参いただかなくても申請・面談は可能です。）

【お問合せ先】

別海町母子健康センター ☎ 0153-75-2262

こども家庭庁